介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令及び健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令

（介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部改正）

第一条　介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（被用者保険等保険者が行う支払基金に対する報告）	（被用者保険等保険者が行う支払基金に対する報告）
第十四条の二　被用者保険等保険者は、支払基金に対し、毎年度、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる期日までに報告しなければならない。	**第十四条の二**　被用者保険等保険者は、支払基金に対し、毎年度、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる期日までに報告しなければならない。
一　各年度の第二号被保険者標準報酬総額の見込額　当該年度の前年度の十一月末日	一　各年度の第二号被保険者標準報酬総額の見込額　当該年度の前年度の二月末日
二　（略）	二　（略）

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部改正）

第二条　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（被用者保険等保険者が行う支払基金に対する報告）	（被用者保険等保険者が行う支払基金に対する報告）
第十四条の二　被用者保険等保険者は、支払基金に対し、毎年度、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる期日までに報告しなければならない。	**第十四条の二**　被用者保険等保険者は、支払基金に対し、毎年度、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる期日までに報告しなければならない。
一　各年度の第二号被保険者標準報酬総額の見込額　当該年度の前年度の十一月末日	一　各年度の第二号被保険者標準報酬総額の見込額　当該年度の前年度の二月末日
二　（略）	二　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。